

長期収載品の選定療養費について

＜長期収載品の選定療養費とは＞

長期収載品の選定療養費とは令和 6 年の診療報酬改定により、令和 6 年 10 月 1 日から導入された制度です。

患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合に、その差額の 2 分の 1 を自己負担していただく制度です。

患者さんが長期収載品を希望された際は、選定療養費として自己負担が発生します。

＜対象となる医薬品＞

後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が 50%以上を超える長期収載品で、外来患者さんが対象となります。（※在宅注射薬剤も対象となります。）

＜対象外となる場合＞

- 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- 後発医薬品の提供が困難な場合
- バイオ医薬品 など

＜負担金額＞

長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品で一番高い薬価の価格差から 2 分の 1 を選定療養費としてお支払い頂きます。※選定療養費には消費税もかかります